

西宮市立子育て総合センター 登録サークル活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立子育て総合センター条例施行規則（平成19年西宮市規則第1号）第5条第1項第1号に規定する子育てサークルの西宮市立子育て総合センター（以下「センター」という。）への登録等に関して必要な事項を定め、子育てサークルの自主的で健全な活動と円滑な運営を図ることを目的とする。

(登録条件)

第2条 次条に規定するサークル登録申請ができる子育てサークルは、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 乳幼児やその保護者を対象としていること。
- (2) 親子で参加、交流し、支え合い、学び合う場となるように自主的な活動をしていること。
- (3) おおむね10名以上（親子で）の会員で構成されていること。
- (4) 半数以上の会員が市内在住者であること。
- (5) 政治、宗教及び営利目的ではないこと。
- (6) センターのサークル研修及び交流会に参加すること。
- (7) 活動内容を情報コーナーやホームページで公開すること。
- (8) 参加や見学を、可能な限り受け入れること。

(登録及び承認)

第3条 登録を受けようとする子育てサークルは、原則として所定の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により別に定める必要書類を添えて、センター所長（以下「所長」という。）に登録の申請を行うものとする。

2 申請を受けた所長は、内容を審査し、適当と認める子育てサークルについて承認し、登録を行う。

3 所長は、登録を行ったときは、当該登録を受けた子育てサークル（以下「登録サークル」という）に通知しなければならない。

4 継続して登録を受けようとする登録サークルについては、所長が定める期日までに登録申請を行わなければならない。

(有効期間)

第4条 登録サークルの有効期間は、登録承認日から翌3月31日までとする。ただし、前条第4項による登録の有効期間は、登録申請日の翌4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(会則)

第5条 登録サークルは、目的、活動、経費について、定めた会則および会員名簿を添え、会員全員にその内容を周知しなければならない。

(代表者)

第6条 登録サークルの代表者は、市内在住の者とする。

2 代表者は、会員の総意をまとめるものとし、次の各号の事項を守り、サークルの円滑な活動を推進するものとする。

- (1) 「研修室利用時の約束」及び会則の内容を、会員全員が共通理解し、円滑な活動ができるよ

うに努めること。

- (2) 見学、入会についての問い合わせがあった場合は、速やかに連絡を取り、適切に対応すること。
- (3) 代表者は、恒常的な指導者となることはできないこと。
- (4) 会員は、サークル活動の一環として、講師謝礼を受け取ってはならないこと。

(変更の届出)

第7条 代表者は、代表者及びサークルの活動内容について変更し、又は活動を中止したときは、速やかにセンターに届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第8条 所長は、登録サークルが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 法令又は、この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の登録申請をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、サークルの活動内容等から所長が登録サークルとして不適当と認めたとき。

(研修室の利用)

第9条 研修室は、政治、宗教及び営利目的の利用はしてはならない。

- 2 研修室は、授乳や水分補給のお茶等をのぞき、全館飲食禁止とする。
- 3 研修室の利用は、無料とする。
- 4 研修室の利用回数は原則として午前1回、午後1回の月2回とする。ただし、使用前月の25日以降に研修室が開いている場合は、3回目の利用申し込みができる。
- 5 研修室の利用時間は、午前は9時半から12時まで及び午後は1時から4時までとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年2月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年2月1日から適用する。